

昭和二十九年農林省令第五十一号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則
酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号）に基き、及び同法を実施するため、酪農振興法施行規則を次のように定める。

第一条 生乳の処理の方針

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 布、清浄機等を用いて不純物を除去すること。

二 蒸発釜を用いないで加熱して殺菌すること。

（都道府県計画に係る協議の手続）

第二条 法第二条の三第四項の規定により農林水産大臣に協議しようとする場合には、その協議書に次に掲げる事項を記載した説明書を添えなければならない。

一 当該都道府県における農業の概況

二 当該都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況並びに飼料の生産の状況

三 その他参考となる事項

前項の規定は、法第二条の三第五項後段において準用する同条第四項の規定により都道府県計画の変更について協議しようとする場合に準用する。

（市町村計画を作成することができる市町村の基準）

第二条の二 法第二条の四第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 乳牛又は肉用牛の飼養頭数については、次

のいずれかに該当し、又は当該市町村の区域内における自給飼料の生産数量の増加及び乳牛若し

くは肉用牛の導入に関する具体的な計画に基づき市町村飼養密度が〇・〇以上に達する見

込みが確実であること。

二 乳牛又は肉用牛の飼養密度については、當該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者の総数（前号ロの市町村にあつては、肉用牛の飼養頭数がおおむね五百頭以上であるか、又は肉牛の雌のうち繁殖の用に供する目的で飼養されるものの飼養頭数がおおむね二百頭以上であること。

イ 酪農及び肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村にあつては、乳牛の飼養頭数がおおむね三百頭以上であり、かつ、肉用牛の飼養頭数がおおむね百五十頭以上であること。

ロ 酪農に関する事項をその内容とする市町村を作成する市町村（イの市町村を除く。）にあつては、乳牛の飼養頭数がおおむね三百頭以上であること。

ハ 肉用牛生産に関する事項をその内容とす

る市町村計画を作成する市町村（イの市町村を除く。）にあつては、肉用牛の飼養頭数がおおむね五百頭以上であるか、又は肉牛の雌のうち繁殖の用に供する目的で飼養されるものの飼養頭数がおおむね二百頭以上であること。

以上であること。

二 乳牛又は肉用牛の飼養密度については、當該市町村の区域内において耕作又は

農用地等の利用に関する条件については、當該市町村飼養密度（以下「市町村飼養密度」という。）が〇・〇以上であり、又は当該市町村の区域内における自給飼料の生産数量の増加及び乳牛若しくは肉用牛の導入に関する具体的な計画に基づき市町村飼養密度が〇・〇以上に達する見込みが確実であること。

三 農用地等の利用に関する条件については、當該市町村の区域内における飼料作物の作付地の面積に野草地（草地であつて飼料作物の作付地以外のものをいう。）及び林間放牧地（木竹の生育に供され、併せて養畜の業務のための採草又は放牧の目的に供される土地をいう。）の面積に十分の一を乗じて得た面積を加えて得た面積（以下「飼料供給地面積」という。）をその区域内の乳牛及び肉用牛の飼養頭数につき牛の区分に応じ次の方により換算して得た飼養頭数（以下「換算飼養頭数」とい

う。）で除して得た面積が、当該市町村の区域の属する都道府県の区域内の飼料供給地面積をその区域内の換算飼養頭数除して得た面積（その面積が十九アール（北海道においては、五十アール）を超えるときは十九アール（北海道においては、五十アール）とし、九アール（北海道においては、二十五アール）未満のときは九アール（北海道においては、二十五アール）とする。以下「都道府県牛一頭当たり飼料供給地面積」という。）以上であり、又は当該市町村の区域内における農用地の造成若しくは改良若しくは農用地の利用の増進に関する具体的な計画に基づき都道府県牛一頭当たり飼料供給地面積に達する見込みが確実であること。

四 乳牛にあつては、一頭につき一頭とする

ロ 肉用牛の雌のうち繁殖の用に供する目的で飼養されるものにあつては、一頭につき

ハ 七頭とする方法

一 一頭につき〇・一頭とする方法

二 一頭につき〇・一頭とする方法

三 一頭につき〇・一頭とする方法

四 一頭につき〇・一頭とする方法

五 一頭につき〇・一頭とする方法

六 一頭につき〇・一頭とする方法

七 一頭につき〇・一頭とする方法

八 一頭につき〇・一頭とする方法

九 一頭につき〇・一頭とする方法

十 一頭につき〇・一頭とする方法

十一 一頭につき〇・一頭とする方法

十二 一頭につき〇・一頭とする方法

十三 一頭につき〇・一頭とする方法

十四 一頭につき〇・一頭とする方法

十五 一頭につき〇・一頭とする方法

十六 一頭につき〇・一頭とする方法

十七 一頭につき〇・一頭とする方法

十八 一頭につき〇・一頭とする方法

十九 一頭につき〇・一頭とする方法

二十 一頭につき〇・一頭とする方法

二十一 一頭につき〇・一頭とする方法

二十二 一頭につき〇・一頭とする方法

二十三 一頭につき〇・一頭とする方法

二十四 一頭につき〇・一頭とする方法

二十五 一頭につき〇・一頭とする方法

二十六 一頭につき〇・一頭とする方法

二十七 一頭につき〇・一頭とする方法

二十八 一頭につき〇・一頭とする方法

二十九 一頭につき〇・一頭とする方法

三十 一頭につき〇・一頭とする方法

三十一 一頭につき〇・一頭とする方法

三十二 一頭につき〇・一頭とする方法

三十三 一頭につき〇・一頭とする方法

三十四 一頭につき〇・一頭とする方法

三十五 一頭につき〇・一頭とする方法

（経営改善計画の認定基準）

第二条の五 法第一条の五の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一頭につき〇・一頭とする方法

二 一頭につき〇・一頭とする方法

三 一頭につき〇・一頭とする方法

四 一頭につき〇・一頭とする方法

五 一頭につき〇・一頭とする方法

六 一頭につき〇・一頭とする方法

七 一頭につき〇・一頭とする方法

八 一頭につき〇・一頭とする方法

九 一頭につき〇・一頭とする方法

十 一頭につき〇・一頭とする方法

十一 一頭につき〇・一頭とする方法

十二 一頭につき〇・一頭とする方法

十三 一頭につき〇・一頭とする方法

十四 一頭につき〇・一頭とする方法

十五 一頭につき〇・一頭とする方法

十六 一頭につき〇・一頭とする方法

十七 一頭につき〇・一頭とする方法

十八 一頭につき〇・一頭とする方法

十九 一頭につき〇・一頭とする方法

二十 一頭につき〇・一頭とする方法

二十一 一頭につき〇・一頭とする方法

二十二 一頭につき〇・一頭とする方法

二十三 一頭につき〇・一頭とする方法

二十四 一頭につき〇・一頭とする方法

二十五 一頭につき〇・一頭とする方法

二十六 一頭につき〇・一頭とする方法

二十七 一頭につき〇・一頭とする方法

二十八 一頭につき〇・一頭とする方法

二十九 一頭につき〇・一頭とする方法

三十 一頭につき〇・一頭とする方法

三十一 一頭につき〇・一頭とする方法

三十二 一頭につき〇・一頭とする方法

三十三 一頭につき〇・一頭とする方法

（経営改善計画の認定基準）

第二条の五 法第一条の五の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一頭につき〇・一頭とする方法

二 一頭につき〇・一頭とする方法

三 一頭につき〇・一頭とする方法

四 一頭につき〇・一頭とする方法

五 一頭につき〇・一頭とする方法

六 一頭につき〇・一頭とする方法

七 一頭につき〇・一頭とする方法

八 一頭につき〇・一頭とする方法

九 一頭につき〇・一頭とする方法

十 一頭につき〇・一頭とする方法

十一 一頭につき〇・一頭とする方法

十二 一頭につき〇・一頭とする方法

十三 一頭につき〇・一頭とする方法

十四 一頭につき〇・一頭とする方法

十五 一頭につき〇・一頭とする方法

十六 一頭につき〇・一頭とする方法

十七 一頭につき〇・一頭とする方法

十八 一頭につき〇・一頭とする方法

十九 一頭につき〇・一頭とする方法

二十 一頭につき〇・一頭とする方法

二十一 一頭につき〇・一頭とする方法

二十二 一頭につき〇・一頭とする方法

二十三 一頭につき〇・一頭とする方法

二十四 一頭につき〇・一頭とする方法

二十五 一頭につき〇・一頭とする方法

二十六 一頭につき〇・一頭とする方法

二十七 一頭につき〇・一頭とする方法

二十八 一頭につき〇・一頭とする方法

二十九 一頭につき〇・一頭とする方法

三十 一頭につき〇・一頭とする方法

三十一 一頭につき〇・一頭とする方法

三十二 一頭につき〇・一頭とする方法

三十三 一頭につき〇・一頭とする方法

施設	設備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機 又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用 処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫

第八条 法第十一一条の規定による届出は、別記第二号様式による届出書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

(施設の変更)

第九条 法第十二条第一項の農林水産省令で定める変更は、次の表の上欄に掲げる施設についての同表の下欄に掲げる設備の設置、更新、改修又は廃止とする。ただし、その酪農事業施設を酪農事業施設以外の集乳施設又は乳業施設にする変更その他その区域における集乳及び乳業の合理化その他酪農の振興を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして都道府県知事が定める変更を除く。

第七条 沿第十九条第一項の規定による承認の申請書は、別記第一号様式による申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

二 一
当該行為に係る草地の所在地及び面積
三 二
行為の内容
四 三
行為の開始及び完了の予定期限
四 四
その他の必要な事項

(酪農事業施設の設置の承認申請)

他やむを得ない事由により急施を要する場合にあつては、その行為を行うことを決定した後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を當該草地の所在地を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

(草地の形質変更の届出)
第六条 法第九条の規定による届出は、当該行為に着手する日の一箇月前までに（天災地変その

うとする集約酪農振興計画の案の概要又は集約酪農振興計画の変更の概要及びこれに対する意見の提出期限を記載した文書を交付しなければならない。

クリーム及貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備 び脱脂乳製又は冷蔵庫	造施設
バター製造貯乳槽、クリーム分離機、チヤーノ、連続式バター製造機又は冷蔵庫	施設
チーズ製造貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室	施設
れん乳製造貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳治却機又は無糖れん乳用滅菌機	施設
粉乳製造施貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機	施設
(酪農事業施設の変更の承認申請)	設

第十条の二 法第十三条第一項の規定による届出は、当該酪農事業施設の設置又は変更に着手する日の一箇月前までに、別記第三号様式による届出書正副二通を、当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

第八条の規定は、法第十三条第三項において準用する法第十一条の規定による届出について準用する。

(事業の休止期間)

第十四条 法第二十一条第一項の規定による協力の請求は、請求書に次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 事件の内容
- 二 協力の内容
- 三 協力を求める理由
- 四 その他参考となるべき事項

(身分を示す証明書の様式)

第十五条 法第二十五条第一項の証明書の様式は、別記第四号様式の通りとする。

(権限の委任)

第十三條の三 法第十九条の三に規定する生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する団体協約の締結又は変更のための交渉の申込は、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して定める一定期間は、一箇月とする。
(組合等が当事者となる契約等の交渉)

(売買価格等の約定の事前申出期間)
第十三条の二 法第十九条第二項の農林水産省令で定める一定期間は、一箇月とする。
(契約の更新等の事前申出期間)

全部又は一部をその地区的全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合は、当該生乳等の生産者の住所地を管轄する都道府県知事）に対してもしなければならない。

第十六條 法第三条第一項及び第二項（法第四条第一項、第二項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条、第六条並びに第二十五条第一項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、同項の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年五月三〇日農林省令
第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月三〇日農林省令
第四八号）

この省令は、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）

四 その他参考となるべき事項
(身分を示す証明書の様式)
第十五条 法第二十五条第二項の証明書の様式は、別記第四号様式の通りとする。
(権限の委任)

第十四条 法第二十二条第二項の規定による協力の請求は、請求書に次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第十三条の三 法第十九条の二の農林水産省令で定める一定期間は、一箇月とする。
（組合等が当事者となる契約等の交渉）
第十三条の四 法第十九条の三に規定する生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する団体協約の締結又は変更のための交渉の中込は、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしなければならない。

(売買価格等の約定の事前申出期間)
第十三条の二 法第十九条第二項の農林水産省令
で定める一定期間は、一箇月とする。
(契約の更新等の事前申出期間)

全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には、当該生乳等の生産者の住所地を管轄する都道府県知事)に対してもしなければならぬい。

牛及び豚のうち穀料種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網

附則（平成五年四月一日農林水産省）
第一二号
この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糞定規則、農業機械化促進法施行規則、繭檢定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糞検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五八年一〇月七日農林水産省令
省令第四二号）
この省令は、酪農振興法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四四八号）の施行の日（昭和五十八年十月八日）から施行する。
附 則（平成元年六月六日農林水産省令
第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日農林省令第
四九号）抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五六年九月二一日農林水產
省令第三四号）

行する。
号)の施行の日(昭和四十年十月一日)から施行する。
附 則(昭和五年六月四日農林省令第
二五号)
この省令は、公布の日から施行する。

第4号様式（第15条関係）

第4号様式(第15条関係)
(表題)

写 真 を は り 付 け る
署 名 所 属 行 氏 名 生 年 月 日
照査及び向用牛生産の兼用に関する法律第26条第2項の規定による 身分証明書
令和 年 月 日 発 行

12ミリメートル
各セントメートル

(裏面)

この証明書を複数する場合は、陸農201作物牛生産の兼用に関する法律第26条第1項の規定により入札者とする場合を有するものである。 照査及び向用牛生産の兼用に関する法律(以下「法律」という)
(被名又は被姓) 本件大抵又は被認可者等は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、販賣、保管又は施設の事業を行つ者からその業に係る必要な情報を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは居宅に立ち入り、業務の状況及びは種類、貯蔵その他のお事件を検査せんことを告げます。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、該職人に提示しなければならない。 3 第2項の規定による立入検査の権限は、若葉検査のため認められたものと解してはならない。
第26条 第26条第1項の規定による検査を怠り、又は不正に検査の報告をし、又は前項の規定による検査を怠り、又は不正に検査の報告をし、又は不正に検査の報告をした者は、3万円以下の過料に処する。